

令和 8 年度住家被害認定調査研修会業務委託仕様書

1 業務の目的

災害対策基本法第 90 条の 2 第 1 項において、「当該災害の被災者から申請があつたときは、遅滞なく、住家の被害その他当該市町村長が定める種類の被害の状況を調査し、当該災害による被害の程度を証明する書面を交付しなければならない。」とされており、迅速かつ適切に住家の被害認定調査を実施するため、人材の育成を図るもの。

2 委託業務の概要

(1) 業務名

令和 8 年度住家被害認定調査研修会業務

(2) 委託期間

委託契約締結日から令和 9 年 3 月 31 日（水）まで

3 委託業務の内容

令和 8 年度住家被害認定調査研修会の実施

ア 想定する受講者

富山県職員、市町村防災担当部局職員 等

イ 研修内容

- ・国が策定する「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」の内容に沿った、地震編及び水害編の研修
- ・3DのCG画像や模型家屋を用いた実践的な研修
- ・その他、効果的と思われる内容があれば積極的に提案すること

ウ 実施回数及び形式

- ・実施回数：1回
- ・実施時期：令和 8 年 5 月下旬の平日を想定
- ・形式：富山県防災危機管理センターの研修室において集合型の研修を想定

エ 受講者の募集・受付等

- ・受託者は研修が安全かつ円滑に遂行できるよう必要なスタッフを確保し、配置すること
- ・研修の実施に際し、必要な資機材は県と連絡調整のうえ、手配・設営・撤去を行うこと

オ その他

- ・参加者の募集については県において行う
- ・研修会の開催日については県と協議のうえ決定すること

4 業務実施体制

- ・業務担当者を 1 名以上配置すること

- ・複数名配置する場合は、主担当者を定めること
- ・業務担当者は、委託者である県と十分連携を図り、業務を実施すること

5 業務完了報告書の提出

本業務が完了したときは、速やかに業務完了報告書を作成し、提出すること

6 その他

- ・本仕様書に定めのない事項については、必要に応じて県と協議するものとする
- ・受託者は、本業務に係る個人情報の取り扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない
- ・受講者との間で発生したトラブルに対しては、責任をもって対処すること
- ・本仕様書はプロポーザル用であり、受託候補者とは内容を協議のうえ契約を締結するものとし、契約内容等については協議の中で企画提案書等の内容から変更、修正する場合がある